

# 池田市子ども計画(素案)【概要】

## 1 計画の策定にあたって

### 1. 計画策定の背景と趣旨

我が国では、常に子どもの視点に立った政策を推進する新たな司令塔として「こども家庭庁」が発足し、子ども施策を社会全体で総合的かつ強力に実施していくための包括的な基本法である「こども基本法」が施行されました。

また、こども基本法に基づき、政府全体の子ども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」が閣議決定され、「すべての子ども・若者が、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態で生活を送ることができる社会(こどもまんなか社会)」の実現が掲げられました。

本計画は、子ども・子育て支援法等に基づき策定した「第2期池田市子ども・子育て支援事業計画」が目標年度に達することから、新たにこども基本法等の理念も踏まえ、「池田市子ども計画」として策定します。

### 2. 計画の位置づけ

以下の7つの法律・条例に基づく計画を一体的に策定します。

- こども計画(こども基本法)
- 子ども・子育て支援事業計画(子ども・子育て支援法)
- 次世代育成支援行動計画(次世代育成支援対策推進法)
- こどもの貧困の解消に向けた対策計画(こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律)
- 子ども・若者計画(子ども・若者育成支援推進法)
- 自立促進計画(母子及び父子並びに寡婦福祉法)
- 子ども条例に基づく計画(池田市子ども条例)

### 3. 計画の期間

令和7(2025)年度から令和11(2029)年度までの5年間。

## 2 池田市の子どもを取り巻く現状と課題

### 1. 統計データからみる市の状況

- 総人口：微減傾向で10万人台を推移。
- 児童人口：小学校就学前児童は4,500人台、就学児童は5,200人台でともに減少傾向。
- 子どものいる世帯数：減少傾向。核家族世帯も減少に転じる。
- 合計特殊出生率：1.25で大阪府よりも高い(国と同水準)。
- 就労の状況：女性の就業者数は増加傾向。
- 婚姻の状況：婚姻率は国や府の値よりも低い。未婚率は年代によりバラツキはあるものの全体として上昇傾向。

### 2. 調査結果からみた課題のまとめ(令和5年度実施)

(1) ニーズ調査(令和5年12月実施)

- 母親の就労状況  
就学前児童の母親 68.7%、就学児童の母親 70.7%で、前回調査結果(令和元年12月実施)より就学前児童は13.0%、就学児童は0.6%増加。
- 教育・保育施設などの利用状況  
認定こども園が41.3%で最も利用されており、前回調査結果より14.9%増加。
- 地域の人に支えられていると感じる割合  
45.1%で、前回調査結果より10.6%の減少。

調査対象	配布数	有効回収率
0~5歳までの就学前児童保護者	2,000件	61.8%
小学1~6年生までの児童の保護者	2,000件	63.0%

(2) 生活実態調査(令和5年7月実施)

- 相対的貧困率(所得が等価可処分所得の中央値の50%を下回る世帯の割合)  
12.9%で大阪府よりも低い。
- 困窮度×学習理解度  
困窮度が高まるにつれて、「よくわかる」「だいたいわかる」と回答した割合が低下。
- 子どもの居場所に関する状況  
困窮度が高まるにつれて、「利用したことがある」と回答した割合が低下。

調査対象	配布数	有効回収率
小学5年生・中学2年生の児童	1,717件	59.2%
小学5年生・中学2年生の児童の保護者	1,717件	56.6%

## 3 計画の基本的な考え方

### 1. 基本理念

はつ みらい  
「こども発」みんなでつくるいけだの未来

### 2. 基本方向

<b>1 ライフステージを通じた支援の充実</b>	子どもの特定の成長過程で明確に分けられるものではなく、成長過程の全体を通して縦断的に対処すべき課題や支援ニーズに対しては、組織横断的な体制の整備や施策間の連携を通じた支援によって、子どもの心身の状況、置かれた環境等に関わらず、子どもたちが健やかに成長できるよう取り組みを進めます。
<b>2 ライフステージ別の支援の充実</b>	◆子どもの誕生前から幼児期 誰もが安心して妊娠・出産できるための支援サービスの充実や相談体制の構築を進めるとともに、生涯にわたる人格形成の基礎を培うため、教育・保育施設をはじめとした子どもの育ちを支える良質な環境づくりを推進します。 ◆学童期・思春期 子どもが夢や希望を持ち、自らの人生を切り拓き、そして社会に貢献できるよう、心豊かな人づくり及びきめ細やかで一人ひとりに寄り添った支援を推進します。 ◆青年期 若者が社会の一員としての役割を果たせるよう、就労や学習の機会創出に努めるとともに、悩みや課題を抱える若者に対しては、その家族も含めて包括的な支援を行うことにより、課題の解決を図ります。
<b>3 子育て当事者への支援の充実</b>	子育て当事者が、経済的な不安や孤立感、負担感、過度な使命感を抱き、またそのことが子どもの健全な育成を阻むことがないよう、社会全体で家庭における子どもの養育のための支援を進め、育児と仕事を両立しながら、心身ともにゆとりを持って子どもに向き合えるような環境づくりを進めます。

### 3. 重点的な取組み

- 子どもの権利の保障、健全な育成環境の醸成
- 妊娠・出産から、子育てへと切れ目のない支援の充実
- きめ細やかな配慮を要する子ども及び家庭への支援
- 誰一人取り残さない多様な学び、居場所づくりの推進
- 保育需要への対応
- 学校教育、就学前教育の充実
- 若者が輝くまちの実現

## 4 施策の展開

### 基本方向1 ライフステージを通じた支援の充実

- 子どもの権利が尊重される環境の整備・充実  
◆人権教育の推進 / 子ども・若者が参画できるまちづくりの推進
- 支援の必要な子ども・若者を支える環境の整備・充実  
◆障がいのある子ども・若者の自立と社会参加 / 要保護児童及び要支援児童と家庭への支援の充実 / ヤングケアラーへの支援 / 外国につながる子ども・若者と家族への支援
- こどもの貧困の解消に向けた対策の推進  
◆教育の支援 / 生活の安定に資するための支援 / 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援 / 経済的支援
- 子ども・若者が安全・安心に活動できる地域環境の整備・充実  
◆子ども・若者にとって安全な交通対策の推進 / 子どもを犯罪や災害等の被害から守るための対策の推進 / 子どもを取り巻く有害環境への対策の推進 / 子ども・若者の自殺対策の推進 / 多様な体験活動の充実
- 子ども・若者の健やかな成長を切れ目なく支える環境の整備・充実  
◆母子の健康保持・増進 / 思春期健康教育・保健対策の推進 / 食育の推進 / 小児保健医療体制の充実
- こどもまんなかまちづくり  
◆居住環境の整備・充実 / 子どもと子育てに配慮したまちづくりの推進
- DXの推進  
◆DXの推進 / 情報教育の推進

### 基本方向2 ライフステージ別の支援の充実

- 子どもの誕生前から幼児期まで  
◆地域における子育て支援の推進 / 多様なニーズに応える保育サービスの推進 / 就学前教育の充実
- 学童期・思春期  
◆学校教育の充実 / 子どもの居場所づくりの推進 / 不登校児童・生徒等の自立支援・相談体制の充実
- 青年期  
◆若者の就職支援 / 結婚の希望をかかなる環境整備 / 悩みや不安を抱える若者やその家族に対する支援 / 高等教育の修学支援、高等教育の充実 / 生涯学習の取組の推進 / 若者にとって魅力ある地域づくり

### 基本方向3 子育て当事者への支援の充実

- 子育ての経済的負担の軽減
- 子育てを家庭を支える環境の整備・充実  
◆ひとり親家庭の自立促進 / 子育て支援ネットワークの充実
- 子育てと仕事が両立できる就労環境の整備・充実  
◆家庭と子育ての両立支援がしやすい職場環境の整備への働きかけ / 多様な就労形態への働きかけ
- 仕事と生活の調和の実現に向けた市民啓発  
◆ワーク・ライフ・バランスの理解啓発の推進 / 男女共同参画に関する啓発の推進
- 次代の親を育む環境の整備・充実  
◆市民の子育てに対する関心の醸成 / 子育て意識・親意識の育成

## 5 子ども・子育て支援事業

### 1. 教育・保育提供区域について

本市は地理的・距離的に東西の区域が狭いことから、市内全体の広域的な観点で、需要の増減に対し、効果的かつ柔軟に対応できるよう、放課後児童健全育成事業(留守家庭児童会)を除く各事業で市全域を提供区域とします。

### 2. 保育の必要性の認定について

子ども・子育て支援法では、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で、給付を支給する仕組みとなっています。

認定は次の1～3号の区分で行われます

認定区分	児童の年齢	対象者	保育の必要性	施設等
1号認定	3歳～5歳	学校教育のみの就学前の子ども	なし	幼稚園 認定こども園
2号認定	3歳～5歳	保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども	あり	保育所 認定こども園
3号認定	0歳～2歳	保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども	あり	保育所 認定こども園 地域型保育事業

### 3. 教育・保育給付事業の量の見込み及び確保の方策

国の基本指針等を踏まえ、教育・保育提供区域ごとに計画期間における「幼児期の学校教育・保育施設・サービスの量の見込み(必要利用定員総数)」及び教育・保育施設による確保の内容を定めます。

#### (1) 幼稚園、認定こども園(1号認定及び2号認定で学校教育の利用希望が高い利用者)

	令和5年度(実績)	実施時期				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(人) (必要利用定員総数)	1号認定	782	735	662	597	551
	2号認定 (教育ニーズが高い)	214	218	222	226	230
	計	1,075	996	953	884	781
②確保の内容(定員・人)	1,538	1,431	1,431	1,431	1,431	1,431
差②-①	463	435	478	547	608	650

#### <量の確保方策>

◎ニーズ量に対して受入体制は確保されています。

◎2号認定のうち、教育ニーズの高い方のニーズに対して、幼稚園・認定こども園の預かり保育により、受入体制は確保されています。

#### (2) 保育所、認定こども園(前記以外の2号認定)

	令和5年度(実績)	実施時期				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(人) (必要利用定員総数)	1,318	1,346	1,333	1,337	1,346	1,380
②確保の内容(定員・人)	1,217	1,331	1,331	1,331	1,331	1,380
差②-①	▲101	▲15	▲2	▲6	▲15	0

#### <量の確保方策>

◎既存施設の認定こども園化や保育施設の整備等により、ニーズ量に対する受入体制を確保します。

◎公立保育施設の再整備を行います。

#### (3) 保育所、認定こども園、小規模保育事業等(3号認定)

	令和5年度(実績)	実施時期				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(人) (必要利用定員総数)	971	926	937	942	948	955
②確保の内容(定員・人)	893	961	961	961	961	976
差②-①	▲78	35	24	19	13	21

#### <量の確保方策>

◎既存施設の認定こども園化や保育施設の整備等により、ニーズ量に対する受入体制を確保します。

◎公立保育施設の再整備を行います。

### 4. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保の方策

国の基本指針等を踏まえ、教育・保育提供区域ごとに計画期間における「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」を定め、設定した「量の見込み」に対応するよう、確保の内容及び実施時期を設定します。

- |   |  |
|---|--|
| ①利用者支援事業(基本型、地域子育て相談機関、特定型、こども家庭センター型、妊婦等包括相談支援型) | ③実費徴収に係る補給付を行う事業   |
| ②時間外保育事業(延長保育事業)                                  | ④多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業                                      |
| ④放課後児童健全育成事業(留守家庭児童会)                             | ⑥子育て短期支援事業(ショートステイ事業)  |
| ⑦乳児家庭全戸訪問事業                                       | ⑧養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業、子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業 |
| ⑨地域子育て支援拠点事業                                      | ⑩一時預かり事業   |
| ⑪病児・病後児保育事業                                       | ⑫子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)                                  |
| ⑬妊婦健康診査   | ⑭産後ケア事業  |
| ⑮乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)                            |  |